

防衛省市ヶ谷地区における託児施設の設置及び経営に関する業者の募集
について

東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 に所在する防衛省市ヶ谷地区において、託児施設の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和 1・2・3（平成 31・32・33）年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上若しくは同等の資格を有すること
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 設置方法

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可

3 募集業種

庁内託児施設（事業所内保育事業所）（厚生棟 2 階） 1 か所

4 募集期間

令和 3 年 9 月 6 日（月） 10 時から同年 9 月 17 日（金）18 時まで

5 募集内容

募集要領による。

6 募集要領の入手方法

- (1) 防衛省ホームページ（<https://www.mod.go.jp>）からダウンロード（推奨）
- (2) 防衛省人事教育局厚生課（庁舎 D 棟 1 階）において配布
配布時間：10 時から 18 時まで（12 時から 13 時までを除く。）
※ 直接受領する場合は、事前に担当者へ受領日時をご連絡の上お越しく下さい。
なお、入門の際に顔写真付の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要となります。

【担当】押木 【電話】03-3268-3111（内線 25191）